

《中津川市保育園保育料徴収基準額表》

階 層 区 分			保 育 料		同一世帯で 2人以上 入所して いる場合	
			3歳未満児	3歳以上児		
生活保護法による被保護世帯	A 階層		0円	0円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B~D10</div> ● 年上児童は 全額 ● 2人目は 1/2額 ● 3人目からは 無料	
所得税額の合計が 0円の場合、その前年分 の市民税額により 階層が区分されます。	B 階層	非課税	4,900円	4,200円		
	C 階層	C1	均等割の額のみ	11,400円		9,900円
		C2	所得割の額が 5,700 円未満	12,500円		11,500円
C3		所得割の額が 5,700 円以上	14,800円	12,700円		
所得税額の合計に より階層が区分され ます。	D 階層	D1	1,900 円未満	17,000円		15,200円
		D2	1,900 円以上 12,500 円未満	19,000円		16,700円
		D3	12,500 円以上 40,000 円未満	20,600円		19,400円
		D4	40,000 円以上 58,000 円未満	26,300円		23,600円
		D5	58,000 円以上 70,900 円未満	31,500円		24,800円
		D6	70,900 円以上 83,800 円未満	37,500円	25,800円	
		D7	83,800 円以上 103,000 円未満	42,800円	26,700円	
		D8	103,000 円以上 192,400 円未満	49,800円	27,200円	
		D9	192,400 円以上 413,000 円未満	52,800円	27,800円	
		D10	413,000 円以上	52,800円	27,800円	

- ※ 保育料基準額の多子軽減は、就学前児童のいる世帯で同時に、保育園のほかに幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼児部、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は、児童ディサービスを利用している児童についても算定人数に含まれます。
- ※ B・C 階層と認定された世帯の内、母子・父子家庭及び在宅障がい児(者)のいる世帯については、次表による保育料とします。

階層区分	認定階層	保 育 料	
		3歳未満児	3歳以上児
B 階層	BO 階層	0円	0円
C1 階層	C1G 階層	10,400円	8,900円
C2 階層	C2G 階層	11,500円	10,500円
C3 階層	C3G 階層	13,800円	11,700円



【保育料算定について】

平成21年4月分～平成22年3月分 ⇒ 平成20年分の課税額により算定

- ※ 前年分の課税額の確定が毎年6月なので、4月分～6月分の保育料算定は、毎年提出していただく源泉徴収票等の資料に基づき仮算定し徴収いたします。したがって6月の本算定により階層区分が変更した方のみ通知し、追徴または還付をいたします。
- ◎ 『住宅取得(特別)控除』は、保育料を算定する際には適用しません。
 - ◎ 国税電子申告・納税システム(e-TAX)を使用し確定申告を行った際の所得税の控除額「e-TAX控除」については、保育料を算定する際には適用しません。
 - ◎ 保育料決定による児童年齢は、4月当初から入所、継続入所については、毎年4月1日現在で算定し、年度途中での入所については、入所日現在における年齢とする。
 - ◎ 申告等により、年度途中の『所得税額の変更』がありましたら、保育料も変更となる場合がありますので申し出てください。

— 保育料の口座振替日 —

☆ 毎月末日に口座振替します。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)

4月分	21・4・30	5月分	21・6・1	6月分	21・6・30	7月分	21・7・31
8月分	21・8・31	9月分	21・9・30	10月分	21・11・2	11月分	21・11・30
12月分	22・1・5	1月分	22・2・1	2月分	22・3・1	3月分	22・3・31

お問い合わせ先：中津川市教育委員会幼児教育課 TEL66-1111 (内線4223)